

米沢市気候市民会議運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

米沢市は令和 2 年 10 月 8 日にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指した取組を進めている。

その取組の一つとして、環境省が募集する「第 6 回脱炭素先行地域募集」に応募し、令和 7 年 5 月に選定を受けたところである。

本業務は、脱炭素先行地域計画提案書（以下「計画書」という。）の内容に基づき、米沢市気候市民会議を開催するものであり、気候市民会議の運営について幅広い知識と経験を有する者を公募することで、事業実施を円滑に行い、カーボンニュートラルの達成に向けて市民の行動変容を促進することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

米沢市気候市民会議運営業務委託

(2) 業務内容

別紙「米沢市気候市民会議運営業務委託仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書は、受託候補者として選定された事業者の企画内容に応じて、仕様を変更する場合がある。

(3) 履行期間

契約締結時から令和 9 年 2 月 26 日まで

(4) 業務委託料上限額

3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 活用交付金に係る注意事項

本業務は、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）」を活用し、効果促進事業として実施するものである。事業者は事前に下記の交付要綱等の内容を確認し、同交付金の目的及び内容を理解したうえで事業を遂行するものとする。

- ・二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱
- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領
- ・地域脱炭素推進交付金 Q & A 集（2026 年 4 月 13 日改訂） 問 59「効果促進事業とはどのようなものか」

4 参加資格要件

本公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 米沢市契約規則（昭和 53 年規則第 5 号）第 23 条第 2 項に規定する米沢市競争入札参加資格者名簿（以下「登録簿」という。）に登録されている者であること。ただし、登録簿に登録されていない場合は、参加表明期限の日までに本業務に係る参加資格申請書等必要書類を事務局に提出した上で、前号と同等の資格を有すると認

められた場合は参加できるものとする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 26 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく精算の開始、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 米沢市競争入札参加資格者指名停止規定（平成 6 年米沢市告示第 66 号）に基づく本市の指名停止期間中でないこと。
- (6) 米沢市暴力団排除条例（平成 24 年米沢市条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 本業務に従事する管理責任者及び事業担当者においては、過去 5 年以内（令和 3 年度から令和 7 年度）に気候市民会議または本件と類似の事業経験（市民参加型のシンポジウムやワークショップ等）を有すること。
- (8) 米沢市税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

5 参加資格申請

「4 参加資格要件(1)」のただし書きにおいて、登録簿において登録されていない者で、本業務に関する参加資格審査申請を希望する場合は、次の書類を各 1 部提出すること。なお、「8 参加表明書類の提出」に定める提出書類に同封して提出すること。

ただし、この申請が正式に受理された場合においても、参加資格は本業務に限られるものであり、登録簿に登録されたものではないことを留意すること。

No.	書類名	様式等	提出期限
1	参加資格審査申請書	様式第 1 号	令和 8 年 8 月 7 日(金) 17 時 15 分必着 ※参加表明書類 に同封すること
2	経営状況調書	様式第 2 号	
3	委任状	様式第 3 号 ※委任先（支店・営業所等）に 契約等を委任する場合は提出	
4	使用印鑑届	様式第 4 号 ※契約等に実印以外の印鑑を使用 する場合は提出	
5	印鑑証明書	※3 か月以内発行のもの	
6	直前年度の財務諸表	※貸借対照表、損益計算書、株 主資本等変動計算書	
7	法人税、消費税及び地方 消費税の納税証明書（写 し可）	※3 か月以内発行のもの	

8	米沢市 市税の納税証明書（写し可）	※令和7年12月15日以降に発行のもの ※米沢市内に本店又は委任先の事業所がある場合は必要	
9	登記事項証明書（写し可）	※3か月以内発行のもの	
10	暴力団排除に関する誓約書	※「米沢市が行う事務又は事業からの暴力団排除の推進に関する要綱」第7条に基づく様式とする。	

6 実施スケジュール

実施スケジュールは下記のとおりとする。各項目の詳細については、6～13 参照のこと。

項目	期日
公募型プロポーザル公募開始 （公告・ホームページ掲載・業務が可能と思われる事業者へ通知）	令和8年7月17日（金）
質問書の受付期限	令和8年7月27日（月）12時00分まで
質問書の回答期限	令和8年7月31日（金）17時15分まで
参加表明書類の提出期限	令和8年8月7日（金）17時15分まで
参加資格審査結果の通知	令和8年8月12日（水）まで
企画提案書類の提出期限	令和8年8月21日（金）17時15分まで
プレゼンテーション実施日	令和8年8月25日（火）
審査結果通知	令和8年9月上旬
契約締結	令和8年9月上旬

7 質問書の提出

(1) 提出書類

質問書（様式第5号）

(2) 提出方法

電子メールで環境課まで送付すること。また、電話により受信確認を行うこと。

(3) 受付期限

令和8年7月27日（月）12時00分まで

(4) 質問に対する回答

令和8年7月31日（金）17時15分までに、電子メールにより参加表明書類を提出した事業者全員に通知する。なお、質疑を行った事業者名は公開しないものとする。

8 参加表明書類の提出

(1) 提出書類及び提出期限

No.	書類名	様式	提出部数	提出期限
1	参加表明書	様式第 6 号	1 部	令和 8 年 8 月 7 日(金) 17 時 15 分 <u>必着</u>
2	事業者概要書	様式第 7 号		
3	指名停止等措置状況調書	様式第 8 号		
4	業務実績調書	様式第 9 号		

(2) 提出方法

直接持参又は郵送により環境課へ提出することとする。

ア 郵送の場合は、特定記録または書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

イ 直接持参する場合は、執務時間中（平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）に環境課に持参すること。

(3) 参加資格審査と審査結果の通知

参加表明を行った事業者の参加資格を審査し、すべての参加表明者に令和 8 年 8 月 12 日（水）までに参加資格審査結果の通知を行い、参加資格があると認められた事業者に企画提案書の提出を求めるものとする。

9 企画提案書類の提出

(1) 提出書類及び提出期限

No.	書類名	様式	提出部数	提出期限
1	企画提案書提出書	様式第 10 号	1 部	令和 8 年 8 月 21 日(金) 17 時 15 分 <u>必着</u>
2	業務実施体制調書	様式第 11 号		
3	見積書（税抜額及び税込額）	任意様式（A 4 判）		
4	企画提案書	任意様式（A 4 判）	7 部 （複写可）	

※No.3 見積書については宛名を米沢市長とし、積算内訳書を含めること。

(2) 企画提案書の作成要領

① 企画提案書の記載内容

企画提案書作成の際は別紙仕様書を参照の上、以下の内容を必ず記載すること。

ア 仕様書（案）に基づく実施方針（提案の基本方針、各会議のテーマ設定や構成等）に関すること。

イ 業務スケジュール及び業務体制（人員配置等）に関すること。

ウ 個人情報の取り扱いに関すること。

エ 参加者が意欲的に発言し、積極的な議論を促すグループワークの工夫に関すること。

オ 会議の円滑な進行や活発的な議論を促すための講師や司会、ファシリテーター

ターの選出に関すること。

カ 行動変容等による CO2 削減効果を定量的に示す方法に関すること。

② 注意事項

- ・審査の公平性を保つため、企画提案者が特定できるような内容(社名、ロゴマーク等)の記載は行わないこと。
- ・ページ数は目次を除き 5 ページ以内とし、目次を除いた全ページにページ番号を付すること。
- ・原則 A4 判両面使用とし、縦置き横書き左綴じとすること。また、文字の大きさは原則 11 ポイント以上とすること。
- ・No.4 企画提案書については、A4 判縦ファイルにまとめて綴じた上で、ファイルの表紙には「米沢市気候市民会議運営業務委託」とのみ記載し、事業者名は記載しないこと。

(3) 提出方法

直接持参又は郵送によることとする。

ア 郵送の場合は、書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

イ 直接持参する場合は、執務時間中（平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）に環境課に持参すること。

10 受託候補者の選定方法

「米沢市気候市民会議運営業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、本公募型プロポーザルの審査を行い、受託候補者を選定する。

企画提案書の提出を受けた後にプレゼンテーション審査を行い、評価が最も優れている事業者を受託候補者として選定する。（次点者以降も決定する。）なお、企画提案書を提出した参加者が 1 者であってもプレゼンテーション及び審査を実施し、評価点の合計得点が配点合計の 6 割を満たす場合は受託候補者として選定する。

最高得点者が複数の場合は、審査委員の合議により決定する。

評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は公開しない。また、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

11 プレゼンテーション及び審査の実施

(1) 審査方法

提出された企画提案書をもとに、各提案者によるプレゼンテーションを実施し、審査委員会において評価が最も優れている者を選定する。

(2) プレゼンテーション内容

企画提案書をもとに、30 分以内の説明とする。（準備 5 分、口頭説明 15 分、質疑応答 10 分）

(3) プレゼンテーション及び審査委員会実施日

令和 8 年 8 月 25 日（火）

(4) プレゼンテーションの際の注意事項

ア プレゼンテーションの実施時間及び会場等の詳細は、別途通知する。なおプレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

- イ 説明者は、本業務を担当する管理責任者と主たる事業担当者を必須とし、その他参加者に所属する者の中から選出した計3名以内とする。
- ウ プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは事務局が準備するが、パソコン、ネットワーク環境等は提案者において準備すること。
- エ プレゼンテーションの準備は開始時間までに行うこととし、開始時間が過ぎた場合は所要時間に含める。
- オ 提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認めない。
- カ 指定した時間に遅れた場合は失格とする。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(5) 審査結果の通知

本公募型プロポーザルは、審査委員会が別紙「米沢市気候市民会議運営業務委託公募型プロポーザル審査評価基準」に基づき審査し、後日速やかに参加者全員にその結果を書面にて通知する。

(6) 審査結果の公表

審査結果は、受託候補者の名称及び合計得点を米沢市ホームページで公表し、応募提出書類は非公表とする。

12 失格事項

本公募型プロポーザルの参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「4 参加資格要件」で規定した参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為があった場合
- (4) その他、前述の審査委員会が失格と認めた場合

13 公募型プロポーザルの延期又は中止

やむを得ない理由により、プロポーザルを実施できないと本市が判断したときは、延期又は中止とする場合がある。その場合、プロポーザルの準備に要した費用を本市に請求することはできない。

14 契約の締結

審査結果に基づき選定した受託候補者と、提案に沿って契約内容の協議、調整を行った上で、随意契約により委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、仕様書の一部を変更する場合がある。

なお、受託候補者に選定された事業者が辞退した場合、又は協議が整わなかった場合は審査により順位づけられた上位の者から順に協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

また、参加者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たす（合計得点が配点合計の6割を満たす）と認められる場合は、その事業者を受託候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

15 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出等一切の経費は、企画提案者の負担とする。また、提出

書類は返却しない。

- (2) 提出期限後の企画提案書の提出及び差し替えは認めない。
- (3) 採用された企画提案については、内容の一部変更を指示することがある。
- (4) この要領に定めのない事項については、別途協議の上決定する。
- (5) 本公募型プロポーザルに応募した者は、この実施要領に同意したものとみなす。

16 問い合わせ・書類提出先

【事務局】

米沢市市民環境部環境課環境担当

住所：〒992-8501 山形県米沢市金池五丁目 2 番 25 号

電話：0238-22-5111（内線 3302）

F A X：0238-22-0498

電子メールアドレス：kankyo-t@city.yonezawa.lg.jp